

# 令和 7 年度薩摩川内市原子力安全対策連絡協議会委員発電所視察概要

開催年月日 令和 7 年 7 月 23 日（水）午後 1 時 30 分～

視 察 先 川内原子力発電所及び展示館

## 1 参加者 15 名（代理出席等含む）

## 2 質疑応答

Q：視察で見せて頂いた、現場の可搬型設備等は定期的に点検しているのか。

A：定期的に動作確認や点検し、健全性を確認している。

Q：発電所のハード面（機器や設備）の対策については理解したが、発電所のソフト面（システムやソフトウェア等）に対するサイバー攻撃の対策は実施しているのか。

A：発電所のシステム等については、外部と接続しておらず、独自に設計している。  
発電所で使うパソコン等については外部と接続しているが、セキュリティ対策を実施している。

Q：市民等への避難指示はいつ発信されるのか。

A：当社は、原子力災害対策特別措置法に定められている 10 条や 15 条に該当する事象が発生した場合、国・自治体等へ通報連絡し、避難指示は自治体より出されるものと認識している。

10 条に該当する事象の場合、発電所から 5 km 圏内に住んでる方々には屋内退避、15 条に該当する事象の場合は避難が必要となる。

Q：発電所の取水と放水の温度差は、毎日監視しているのか。

A：中央制御室の計器で毎日監視している。

Q：青森県の再処理工場は目途が立たなく期待できないが、今後増えていく使用済燃料について、川内ではどのような対策をしていくのか。

A：川内原子力発電所においては、現在 1、2 号機の使用済燃料ピットの共用化を国に申請しており、現時点で共用化した場合、再処理工場への搬出が無い場合でも、1、2 号機ともに 2031 年まで運転が可能である。

また、玄海原子力発電所において、乾式貯蔵施設の設置工事を実施しているが、川内においても、使用済燃料貯蔵の信頼性及び運用性の向上を図る観点から、乾式貯蔵施設の貯蔵について技術的な検討を行っている。